

令和7年10月2日

各 部 局 長

富士見市長 星 野 光 弘

令和8年度予算編成方針について（通知）

令和3年度に策定した第6次基本構想は、開始から5年が経過し、第1期基本計画の期間が満了を迎えようとしている。日本の人口は16年連続で減少しているものの、本市の人口は増加を続け、市税収入は過去最大の決算額となるなど、これまでの取組により、各分野において着実な成果をあげているところである。

令和8年度は、次期計画となる第6次基本構想・第2期基本計画の初年度であり、理想の“未来”の実現に向け「計画を力強く前進させる年」と位置づけ、推進力のある予算を編成したいと考えている。

一方で、新庁舎整備や公共施設の維持管理など、多額の経費を要する事業を継続的に実施しているほか、物価高騰や義務的経費の増加も見込まれることから、厳しい財政運営となることが想定される。このため、本市の財政基盤をより強固なものとし、財政運営における持続可能性を高めていく必要がある。

こうした点を踏まえ、全職員には、課題を先送りすることなく迅速に取り組むとともに、徹底した歳出削減や限られた財源の有効活用など、一層の創意工夫により、11万人超の市民の「充実した日々」の実現に向け、令和8年度予算を編成いただきたい。

記

1 本市を取り巻く状況と財政見通し

（1） 本市を取り巻く状況

令和7年4月から6月期までのGDP（国内総生産）は、年率換算で2.2%の増となり、5期連続のプラスとなった。また、内閣府による月例経済報告によると、景気は「米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの緩やかに回復している」としている一方、先行きについては、「物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている」とのことである。依然として消費者物価指数は上昇を続けており、物価上昇や金融資本市場の変動等による影響への注視が必要である。

なお、国の令和8年度概算要求は、物価高騰や金利上昇等の影響により要求総額が3年連続で過去最高を更新する122兆円を超える見通しとのことであり、国の施策に伴う本市への影響については不透明であるが、今後における国の動向を十分注視していかなければならない。

(2) 本市の財政見通し

中期財政計画における令和8年度の財政見通しは次のとおりである。

① 歳入見込み

- ア 令和6年度決算において、市税は過去最高額の決算となっており、令和7年度（以下「前年度」という。）における調定額等の実績から、前年度に比べ約4億円増収の見込みである。
- イ 地方交付税は、扶助費の増加に伴う基準財政需要額への影響等を考慮し、前年度に比べ増額する見込みである。
- ウ 市債は、実施計画事業や新庁舎整備事業を踏まえると、前年度に比べ増額する見込みである。
- エ 国県支出金は、扶助費の増加に伴う影響等を考慮し、前年度に比べ増額する見込みである。

② 歳出見込み

- ア 人件費は、昇給や昇格等の影響を踏まえ、前年度に比べ増額する見込みである。
- イ 扶助費は、保育給付費や障害介護給付費等の増により、前年度に比べ増額する見込みである。
- ウ 投資的経費は、実施計画事業や新庁舎整備事業で見込まれる施設整備費等を踏まえ、前年度に比べ大きく増額する見込みである。
- エ その他の歳出としては、地方債の借入による公債費の増加も見込まれるほか、新庁舎整備基金への積立金を5億円と見込んでいる。

○歳入 (単位：百万円)

項 目	令和8年度見込
市 税	17,628
地方譲与税等	3,435
地方交付税	4,271
国県支出金	13,157
市 債	4,394
その他(財調繰入金除く)	2,239
合計(A)	45,124

○歳出 (単位：百万円)

項 目	令和8年度見込
人 件 費	6,794
扶 助 費	15,128
公 債 費	2,960
投 資 的 経 費	5,823
物 件 費	8,020
補 助 費 等	5,164
そ の 他	3,319
合計(B)	47,208

$$(A) - (B) = \Delta 2,084 \text{ 百万円}$$

③ 財源不足見込み

上記歳入歳出見込みを踏まえた現時点における令和8年度予算の財源不足額は、**20億円程度**になる見込みである。今後の予算査定によりある程度の抑制は可能と考えているものの、財政調整基金（R7末残高見込額：約36億円）からの繰り入れを相当額行わざるを得ない大変厳しい予算編成となるものと想定している。

2 予算編成の基本方針

令和8年度は、第6次基本構想・第2期基本計画の初年度となる。計画期間内に着実な事業進捗が行えるよう、以下の方針に基づき予算を編成すること。

(1) 重点施策の推進

第6次基本構想・第2期基本計画に掲げることとしている次の施策については、令和8年度の重点施策として、優先的かつ積極的に取り組むとともに、重点施策を着実に推進するため、まちづくり寄附金をはじめ、市税等の収納率の向上や広告収入、新たな財源の開拓など、多様な手法を講じて自主財源の確保に取り組むこと。

①こども・子育て施策

保育環境の充実に向けた施策を実施するとともに、切れ目のない子育て支援施策の充実を図ること。また、学校教育においては、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、様々な施策を実施するとともに、教職員の働き方改革にも努めること。

②社会保障施策

高齢者福祉や障がい者福祉などの各分野において、支援を必要とする方たちに寄り添った施策を実施すること。また、各種制度の狭間で支援が十分に受けられない方などに対する重層的支援体制を整備し、相談支援体制の充実に取り組むこと。

③将来を見据えたまちづくり

シティゾーンや幹線道路網の整備を進めるとともに、既存道路や橋梁等の計画的な維持修繕を行うこと。また、地域産業の活性化などに資する施策に取り組むとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組も併せて実施すること。併せて、新たな交流の場の創設に向けた取組も検討すること。

④地域防災力の向上

自然災害への対策に万全を期すため、雨水・浸水対策や震災対策、中央防災センターの整備など、本市の地域防災力を高める施策を推進すること。また、燃えないまちづくりに向けた各種施策にも取り組むこと。

⑤ICTの活用推進

時間や場所にとらわれないシームレスな行政サービスの提供に向け、デジタル技術の活用によるフロントヤード改革など、市民の利便性を向上させる施策に積極的に取り組むこと。また、職員の業務効率をより一層向上させるため、生成AIや各種業務システムの導入を行うなどの「デジタル化」を進めるとともに、「トランスフォーメーション」への意識を高めることで、DXのより一層の前進を図ること。

(2) 予算編成に係る留意事項

①全般的な留意事項

- ア 財源不足見込みを鑑み、執行額及び決算不用額の実績などを十分考慮のうえ適正な予算額を見込むこと。
- イ 令和7年度に実施した「補助金の総合的な見直し」による検討結果を適切に反映すること。
- ウ 令和6年度に実施した「Re プロジェクト」で継続検討となった事務事業の見直し検討結果を反映すること。
- エ 新規事業の実施にあたっては既存事業の見直しやスクラップに努めること。
- オ 最少の経費で最大の効果を得られるよう、創意工夫の上予算を編成すること。

②予算要求上限額の設定

各部局長は、下記に該当する場合を除き、令和8年度当初予算要求額が、令和7年度当初予算額を超過しない（ゼロシーリングとなる）よう調整すること。

- ア 実施計画又は施設保全計画での認定を受けた経費
- イ 新規予算要望額として認定された経費
- ウ 既存予算を削減して財源を捻出した経費（要調書作成）
- エ 市民の生命・財産を守るために急遽必要となった経費
- オ 1年間の通年費用が必要となる経費
- カ 指定管理料や長期継続契約に基づき増額が必要な経費
- キ 任意に節減できない硬直性の高い義務的経費の増（扶助費・公債費等）
- ク 原油価格高騰に伴う燃料費又は光熱費の増
- ケ 労務単価の上昇に伴う委託料又は工事請負費の増
- コ その他事前に財政課了承済みの経費（車検・車両点検料を含む）
- サ アからコに伴う特別会計への繰出金の増

③歳出の精査と歳入の確保

- ア 政策的経費（実施計画事業）は、実施計画で認定された事業費であっても、予算編成時において再度見直し、十分整理・精査の上、予算要求すること。
- イ 経常的経費は、過去の執行額・不用額について徹底した分析・検証を行うとともに、複数事業者から見積りを徴取し、数量や回数、単価等の積算基礎を十分精査した上で予算要求すること。
- ウ 歳入は、国・県支出金などの特定財源の活用や、先進自治体の取組を参考にし、あらゆる可能性を検討した上で予算を見積もること。

④行財政改革の推進

ア 健全な財政運営に関する条例及び第８次行財政改革大綱に基づき、弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向け、安定的な自主財源の確保や市民協働、民間活力の導入などは継続的に検討すること。

イ 職員一人ひとりが不断の改善意識を持ち、コスト削減など財政的な面だけでなく、時間や労力も含め、徹底した効率化を図ること。また、働き方改革を踏まえ、ＤＸの推進や作業的業務の外部委託を検討するなどの事務改善に取り組むことにより、時間外勤務の縮減に努めること。なお、新規事業の実施にあたっては、本事務改善により捻出した人員での対応を基本とすること。

ウ ペーパーレスの観点から、ドキュワークスを最大限活用するとともに、タブレットやモニター等を用いて日常業務における紙の使用を徹底的に削減すること。また、各種計画等の策定に当たっては、冊子等は必要最低限の印刷部数となるよう精査すること。

⑤部局横断的な取組の推進

燃えないまちづくりへの取組をはじめ、複数の部局にまたがって実施すべき事業については、従来の「縦割り」の枠にとらわれることなく、各部・課が主体的に情報共有・調整を行い、部局横断的な体制のもとで、計画的かつ着実に事業を推進すること。併せて、新たな連携の可能性についても積極的に模索し、庁内の様々な力を結集して、その成果を最大限に高めること。